

**笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)**  
**公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本業務は、笠之原地区の浸水被害改善に向けて、笠野原台地雨水排水懇談会から提言された対策案を、経済性、効果、施工性、実現性等の観点から総合的に評価し、提言の実現化に向けた検討を行うことを目的とする。

**2 委託業務概要**

- (1) 業 務 名 笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)
- (2) 業 務 内 容 別紙「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和9年3月25日(木)  
(本業務の履行期間は契約日から220日間を想定しており、議会の承認を得たうえで変更契約を行う。)
- (4) 提 案 上 限 額 18,095,000円(税込)  
※提案にあたっては提案上限額を超えないものとする。

**3 事業スケジュール・事務手順**

- (1) 選定委員会(公募条件、評価基準等) 令和8年7月31日(金)
- (2) 指名委員会への付議 8月5日(水)
- (3) 実施の公示 8月6日(木)
- (4) 参加表明書に係る質問受付期間 8月6日(木)～8月19日(水)
- (5) 参加表明書に係る質問回答期限 8月21日(金)
- (6) 参加表明書提出期限 8月25日(火)
- (7) 参加資格確認通知書(参加要請書)送付 8月26日(水)
- (8) 企画提案書に係る質問受付期間 8月26日(水)～9月1日(火)
- (9) 企画提案書に係る質問回答期限 9月4日(金)
- (10) 企画提案書提出期限 9月24日(木)
- (11) 選定委員会(プレゼンテーション) 10月1日(木)
- (12) 指名委員会の審議 10月7日(水)
- (13) 審査結果通知 10月上旬
- (14) 契約締結 10月中旬

※日程については、発注者の都合により変更する場合がある。

**4 参加資格要件**

公募参加者は、以下の資格要件を満たすものとする。なお、本プロポーザルへの参加を希望する者は、単体企業とし、設計共同体は認めないものとする。

- (1) 参加表明者(企業)に対する要件
  - ① 令和8年度鹿屋市建設工事等競争入札参加資格を有していること。
  - ② 鹿児島県内に本社(本店)、支社(支店)、営業所を有すること。
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ④ 国又は地方公共団体において指名停止期間中でないこと。
  - ⑤ 国税、地方税の滞納がないこと。
  - ⑥ 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成24年鹿屋市条例第19号)第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

- ⑦ ISO9001（品質マネジメント）の認証を取得していること。
- ⑧ 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、国又は地方公共団体が委託する同種業務の実績があること。  
 なお、同種業務は「流域内の内水・浸水対策を実施するための基本計画策定業務、概略設計業務、基本設計業務」の3つの業務に類するものとする。
- (2) 参加表明者が配置を予定する主任技術者、照査技術者に対する要件
  - ① 次に掲げる資格のいずれかを有する者であること。
    - ア 技術士（総合技術監理部門（下水道））
    - イ 技術士（上下水道部門（下水道））
    - ウ 技術士（総合技術監理部門（河川、砂防及び海岸・海洋））
    - エ 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））
  - ② 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、(1) ⑧に掲げる同種業務について1件以上の実績を有する者であること。
  - ③ 主任技術者と照査技術者を相互に兼ねることはできない。
- (3) 参加表明者が配置を予定する担当技術者に対する要件
  - ① 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。
  - ② 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、(1) ⑧に掲げる同種業務について1件以上の実績を有する者であること。

## 5 受注候補者の特定方法

企画提案書及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式

## 6 受注候補者の選定

笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において要件を定め選定する。

## 7 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書面を持参又は郵送により提出すること。

- (1) 提出書類
  - ① 公募型プロポーザル方式参加表明書（第3号様式）
  - ② 事業所概要書（様式1-1）（登録書、認証等の写しを添付）
  - ③ 類似契約実績調書（様式1-2）（契約書等の写しを添付）
  - ④ 誓約書（参加資格要件）（様式1-3）
- (2) 作成方法等
 

書類の作成方法及び様式は、市長が別に定める「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)公募型プロポーザル提出書類記載要領」（以下「提出書類記載要領」という。）によること。
- (3) 提出期間 令和8年8月6日（木）から令和8年8月25日（火）午後5時まで
- (4) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は必着）により提出
- (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日は除く。）
- (6) 提出部数 各1部
- (7) 提出先 鹿屋市建設部都市政策課  
 〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号  
 電話 0994-31-1130 / F A X 0994-41-2936  
 E-mail : [toshi@city.kanoya.lg.jp](mailto:toshi@city.kanoya.lg.jp)

(8) 辞 退 表 明 参加申込の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3－2）を令和8年9月24日（木）午後5時までに提出すること。

(9) 質問の受付及び回答

参加表明書に関する質問がある場合は、質問書（様式3－1）により行うこととし、質問及び回答方法は次のとおりとする。

① 受付期間 令和8年8月6日（木）から令和8年8月19日（水）午後5時必着

② 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書（様式3－1）」に記入の上、電子メールでPDFファイル添付により提出すること。

※電子メールの件名は、「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)質問書（事業者名）」とすること。

③ 提出先 「7 参加申込方法(7)提出先」に記載のとおり。

④ 回答方法 質問及び回答を取りまとめた上で、個別には回答せず、令和8年8月21日（金）までに参加表明書を提出した全ての公募参加者に電子メールで回答する。

## 8 参加資格の確認及び結果の通知

参加表明書を提出した公募参加者の資格について確認を行い、その結果については、令和8年8月26日（水）までに、参加資格が認められた旨又は認められなかった旨を記載した「公募型プロポーザル参加資格確認通知書」を通知する。なお、参加資格が認められた公募参加者に対し、「プロポーザル参加要請書」により、提案書の提出を要請する。

## 9 企画提案書等の提出

「公募型プロポーザル参加資格確認通知書」により参加資格を認められ、「プロポーザル参加要請書」により、提案書の提出を要請された公募参加者は、次により提案書を提出すること。なお、同一の公募参加者が複数の提案書を提出することはできない。

(1) 提出書類及び留意事項 （※応募書類の規格は日本工業規格A4版サイズを基本とする。）

| 書 類 名     | 様式番号  | 留 意 事 項                                                          | 提出部数 |   |      |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------------|------|---|------|
|           |       |                                                                  | 正    | 副 | CD-R |
| ① 提案書     | 第6号様式 |                                                                  | 1    | 4 | 1    |
| ② 業務実施体制表 | 様式2－1 | 業務実施体制を記載すること。                                                   | 1    | 4 |      |
| ③ 配置予定者調書 | 様式2－2 | 資格証等（写し）添付                                                       | 1    | 4 |      |
| ④ 提案書     | 様式2－3 | 審査項目「4 技術提案」について記載すること。（10枚以内）                                   | 1    | 4 |      |
| ⑤ 誓約書     | 様式2－4 |                                                                  | 1    | 4 |      |
| ⑥ 見積書     | 任意様式  | 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。また、積算根拠が確認できる内訳書も添えること。 | 1    |   |      |

(2) 作成方法等 書類の作成方法及び様式は、市長が別に定める提出書類記載要領によること。

(3) 提出 期 間 令和8年8月26日（水）から令和8年9月24日（木）午後5時まで

(4) 提出 方 法 持参または郵送（郵送の場合は必着）

(5) 提出 部 数 [①～⑤の書類] 5部(正本(原本)1部、副本(原本の写し)4部)

[⑥の書類] 1部(正本(原本)1部)

※提案書提出時に①～⑥のデータをPDFで保存したCD-Rを1枚提出すること。

(6) 提 出 先 「7 参加申込方法(7)提出先」に記載のとおり。

(7) 質問の受付及び回答

企画提案書に関する質問がある場合は、質問書（様式3-1）により行うこととし、質問及び回答方法は次のとおりとする。

- ① 受付期間 令和8年8月26日（水）から令和8年9月1日（火）午後5時必着
- ② 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書（様式3-1）」に記入の上、電子メールでPDFファイル添付により提出すること。  
※電子メールの件名は、「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)質問書（事業者名）」とすること。
- ③ 提出先 「7 参加申込方法(7)提出先」に記載のとおり。
- ④ 回答方法 質問及び回答を取りまとめた上で、個別には回答せず、令和8年9月4日（金）までに企画提案書を提出した全ての公募参加者に電子メールで回答する。

(8) 留意事項

- ① 提出期限以降に提出された提出書類は、いかなる理由をもっても受理しない。
- ② 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された書類は、本業務の委託業者を選定する目的以外に使用はしない。
- ⑥ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- ⑦ 提案価格は業務の予算規模を超えないこと。超えた場合、提案内容は無効とする。
- ⑧ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鹿屋市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- ⑨ 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

## 10 提案書の審査

(1) 審査方法

審査については、選定委員会の委員による審査とし、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。

※プレゼンテーションは、配置予定者調書に記載された、本業務の配置予定技術者（主任技術者又は担当技術者）が行うことが望ましい。

※提案者が1者であっても別に定める最低基準点に達している場合、本プロポーザルは成立する。

(2) 審査項目及び評価基準

別紙「笠野原台地雨水排水懇談会の提言実現化検討業務委託(R8)公募型プロポーザル受注候補者選定評価基準」（以下「評価基準」という。）による。

(3) 第1次審査（書類審査）

提案者が5者を越える場合、提出書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。第1次審査の結果（未実施の場合も含む）は、提案者全員に電子メールで通知する。

(4) プレゼンテーションの開催（予定）

- ① 日 時 令和8年10月1日（木）13時30分～  
※開始順番は、企画提案書の提出順とし、開始時間は後日連絡する。
- ② 場 所 鹿屋市役所本庁4階 401会議室
- ③ 選 定 方 法 「評価基準」に基づき、書類審査、プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（15分以内）により行う。
- ④ 選定委員会委員 委員5名（うち委員長1名）  
建設部長、農地整備課長、都市政策課長、道路建設課長、下水道課長

## 11 受注候補者の特定

審査の結果、提案書の審査を受けた提案者のうち、評価点数の合計が最も高い事業者で、かつ最低基準点以上である提案者について受注候補者としての適否について協議を行い、適当と認められた者を受注候補者として特定する。

ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目「3 業務理解度」及び「4 技術提案」の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として特定する。

## 12 審査結果の通知

受注候補者に決定した公募参加者には、「プロポーザル採用通知書」を通知し、受注候補者に決定しなかった公募参加者には、「プロポーザル不採用通知書」を通知する。なお、審査結果（受注候補者名、評価点数等）については、本市ホームページで公表する。

## 13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限以降に企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合
- (6) 見積額が「2 委託業務概要(4) 提案上限額」を超えている場合

## 14 事務局及び問合せ先

本プロポーザルを実施する事務局は、鹿屋市建設部都市政策課に置く。

(問合せ先) 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市建設部都市政策課 担当：篠原、上園  
電話番号：0994-31-1130  
電子メールアドレス：[toshi@city.kanoya.lg.jp](mailto:toshi@city.kanoya.lg.jp)